

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回 石狩市福祉有償運送運営協議会	
開催日時	令和4年8月1日(月) 開会：14時00分 閉会：14時50分	
開催場所	石狩市役所 3階 301会議室	
出席者	委員	上窪 健一、佐藤 雅治、阪井 敬、安保 隆之、田畑 博、佐藤 則幸、野田 宏、經龜 真利(8名)
	事務局	福祉総務課長 田村 奈緒美、福祉総務課主査 富木 則善、福祉総務課主事 大口 沙也
	申請者	・「一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(リーブ)」 理事 加藤 美幸
	関係者	運輸支局関係者
傍聴者数	1名	
会議次第	1.開会 2.会長及び会長職務代理者の選出 3.議題 (1)新規登録申請について ・「一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(リーブ)」 4.その他 5.閉会	
審議経過	別紙のとおり	

確定年月日	会議録署名
令和4年8月10日	上 窪 健 一

1. 開会

事務局

定刻となりましたので、只今から令和4年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員改選後初めての会議となりますので、会長が決まりますまで私の方で進行を務めさせていただきます。福祉総務課長の田村と申します。よろしくお願いいたします。

委嘱状につきましては大変恐縮でございますけれども、あらかじめ机上にて配布をさせていただいております。ご確認をお願いいたします。

みなさまの任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、委員改選後初めての開催でございますので、私の方から委員のみなさまをご紹介させていただきたいと思っております。佐藤雅治委員から時計回りにご紹介申し上げますのでよろしくお願いいたします。はじめに、佐藤雅治委員です。安保委員です。田畑委員です。阪井委員です。野田委員です。次が佐藤則幸委員です。次、経亀委員です。上窪委員です。本日の申請団体となっております「一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ)」代表の加藤美幸様です。

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ))

加藤です。よろしくお願いいたします。一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ)の活動としては、身体のハンデがある方を見つけ出し、運動を行ってもらって、楽しみを見つけてもらいたいと思っています。ほかにヘルパーステーションの事業も行っているのですが、ヘルパーで運動のプログラムを組み、ハンデがあってもスポーツを楽しむことができるというのを広めていく取り組みをしております。知的障害、発達障害を主に支援しているのですが、交通機関を使用して移動が可能な場合もありますが、状況や環境によって自傷行為ですとかをしてしまうことが予想されますので、その方のため安全を考えて今回申請をしました。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。最後に事務局職員を紹介いたします。あらためまして、福祉総務課長の田村でございます。よろしくお願いいたします。次に、福祉総務課主査の富木です。次に、担当の大口です。よろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の概要について簡単にご説明をさせていただきます。石狩市福祉有償運送運営協議会は、石狩市福祉有償運送運営協議会設置要綱で定めておりまして、道路運送法の規定に基づいて有償運送の適正な運営の確保を通じ、石狩市の住民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図るため道路運送法施行規則に規定する福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価、その他福祉有償運送の適正な確保のために必要となる事項について協議をするために設置されてい

る協議会でございます。

それでは、会議次第に従って進めてまいります。事前に宮野委員、竹内委員から欠席のご連絡を頂戴しております。委員の過半数以上の出席がございますので、福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして本日の協議会が成立していることをご報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。本協議会の会議次第、申請団体の概要、本日の配布資料といたしまして「一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(リブ)」さんの申請資料、国土交通省発行の福祉有償運送ガイドブックを配付しております。

お手元がない方がいらっしゃいましたら事務局までお申し付けください。

なお、本日配付いたしました資料のうち、審査団体の関係者の個人情報等が掲載されている新規登録申請資料につきましては、審議終了後に回収させていただきますので協力をお願いします。

2. 会長及び会長職務代理者の選出について

事務局

続きまして、会議次第「2. 会長及び会長職務代理者の選出」でございます。

運営協議会設置要綱第5条第1項の規定によりまして「会長は委員の互選により選出する」となっておりますが、委員の皆様からのご提案等はございますでしょうか。

○安保委員

事務局に一任します。

事務局

安保委員の方から事務局一任とのご意見をいただきましたが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

皆様のご了承をいただきましたので、事務局からのご提案ということになりますが慣例により市保健福祉部長の宮野委員を会長に選出したいと思っておりますが、本日、宮野委員は新型コロナウイルスの影響で欠席されております。

運営協議会設置要綱第5条第3項の規定により、会長が指名する者が職務を代理することとなっております。宮野委員よりご自身が会長に選出された場合は、市企画経済部企画課交通担当課長の上窪委員を指名したいと伺っております。委員の皆様からのご提案は他にございますか。

(異議なし)

異議なしとのお声がありましたので、上窪委員を会長職務代理者に選出させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、これからの進行を上窪職務代理にお願いします。

3. 議題 新規登録申請について

【一般社団法人 We a p o n(ウェンボン) t o(トゥ) l i v e(リーブ)】

上窪職務代理

それでは本日の議題に入りたいと存じます。宮野会長の代理ではありますがしっかりと進めていきたいと存じますのでご協力をお願いいたします。本日の議題は、新規登録申請1件となっております。よろしくご審議をいただきたいと存じます。

ご審議の前に、委員の皆様一言お願いを申し上げます。

先ほど事務局の田村課長からもお話がございましたが本協議会は公開となっておりますが、申請書類等に審議対象団体関係者の個人情報等が含まれてございます。審議内容に関しましては、秘密厳守の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事を進めて参ります。

本日の議題であります「一般社団法人 We a p o n(ウェンボン) t o(トゥ) l i v e(リーブ)」さんの新規登録申請」についてになります。

申請団体の概要につきましては、事前に配付されているもののほか、本日机上にお配りしている資料もございますので、内容の確認のため10分ほどお時間を取った後、質問・意見等をお受けしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(申請書類等確認)

それでは、10分が経過いたしました。資料の確認はお済みでしょうか。

この後は、確認等を含みましてご質問等があればご発言をいただければと存じます。

○田畑委員

5番の運転者要件に関する事なのですが、運転者の登録の資料を見ますと2名になっておりますが、スタートが運転者1名になっております。福祉有償運送運転者講習を修了しておりますが、今後運転されるときに当然のことながら無違反無事故を目指されると思いますが、安全運転に対する意識の向上は常に必要かと思っておりますので、定期的、不定期にしても安全運転教育の研修なり、そういう計画を持っていただきたい。

申請者(一般社団法人 We a p o n(ウェンボン) t o(トゥ) l i v e(リーブ))
かしこまりました。

上窪職務代理

ありがとうございます。田畑委員から安全に対するご意見をいただきましたので、申請団体の Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ)さんにおかれましては、そちらの履行をお願いしたいと思います。

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ))
かしこまりました。

佐藤雅治委員

運転手は加藤さんだけでいいのですか。

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ))
もう一人、東がいます。

佐藤雅治委員

ここには、東さんの免許証の控えなど何もありませんが。

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ))
準備いたします。

佐藤雅治委員

私どもはタクシー業界なのですが、車の中のコロナ対策もしているのですか。

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ))
まだですが、申請するときにはします。

佐藤雅治委員

運転手さんのアルコールチェックも必ずやるということですね。
そういう認識でいいですね。

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンポン) to(トゥ) live(リブ))
はい。

上窪職務代理

佐藤委員からも大事なご指摘をいただきました。3点あったかと思いますが、運転者さんが加藤代表以外の方ともう一人運転をなさるということで、その運転する方の安全に対する確認等か

らも本来であれば本日資料をいただきたかったところですが、今すぐご用意できないとは存じますので、この安全の趣旨を鑑みて申請する際には必ず添付するといことでよろしいでしょうか。

また、2点目ですが今コロナ第7波が非常に進んでおりますので、運行の際にはコロナ対策をしっかりと行っていただきたいと思います。

3点目アルコールチェックについては、既に今年の4月から試行が始まっておりまして、10月からは法律に基づいた実施が求められますので、こちらの項目についても安全運転のためにも執行なさっていただきたいと思います。

他によろしいでしょうか。

野田委員お願いいたします。

野田委員

車両が10年以上たっている車両かなと思いますが、正規点検責任者は東さんかなと思いますが、日頃の運転点検とかはどうなっていますか。

申請者（一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(ライブ)）
東が事務所にいます。

野田委員

東さんが日頃車のそばにいらっしゃるということですね。

申請者（一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(ライブ)）
そうですね。

野田委員

10年以上たっている車ですが、新しく入れ替える予定などはないですか。

申請者（一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(ライブ)）
今のところはありません。

上窪職務代理

經龜委員お願いいたします。

經龜委員

まず一点目が車両の関係で、車検証の方の使用者の住所ですが、使用承諾書との住所が違いますが、検査証の更新をしていなかったということでしょうか。

車検証の方は里塚のままですね。

細かい話にはなりますが、車庫証明を取ってやっている形になりますので、今後車を使って事業をやられるということですから、そういう認識をもっていたうえで、申請をしていただく前に速やかにちゃんと車庫証明をとって作り直してください。

申請者（一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(リブ)）
かしこまりました。

經亀委員

江別の事業所さんですが石狩でやられるということで、今のところ名簿にはありませんがどれくらいの人数を石狩でやるのか、また、運送する種別として、例えば身体障害者の方とかおわかつの範囲でお答えいただきたい。

申請者（一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(リブ)）
利用したいという方が2名います。お2人とも知的障がいの方です。

經亀委員

それとですね、任意保険の関係が資料を見ている限り、対応している保険なのかなと、例えば通勤通学使用とか、運転者の区分も35歳以上保障となっていますが運転者の東さんが何歳なのかもわからない状態だったので。当然、我々が審査する際には見るつもりではありますが、そういったものに対応した任意手続き等をしていただいているということによろしいですか？

申請者（一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(リブ)）
はい。してます。福祉として使用したいと保険には連絡をしています。

經亀委員

保険会社がどこかわからなかったもので。対応しているものに直したということであれば申請の際に確実に確認いたしますので。

（申請者が書類を取り出す）

事務局

今、申請団体さんに提出していただいた資料で東さんの免許証と事項証明書は確認しました。

上窪職務代理

近くのコピー機で資料を印刷したほうが良いですね。少しコピーの時間にお時間頂戴できればと思います。

申請団体におかれましては、特に車検証については申請前に事前に所定の手続きを抑えていた

だく必要がございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしければ、コピーしている間に他のご意見等をいただければと思ひます。

田畑委員どうぞ。

田畑委員

運送の対価の部分で事務局にお尋ねしたいのですが、運送の対価の基準の上限運賃、タクシーの基本料金の概ね半分、2分の1の範囲内となっています。札幌のタクシーに換算すると現在基本料金が630円くらいなので範囲内ということになるのですが、1キロごとに加算する額をこれに換算すると現在290円くらいですので2割程度ですが、少ない額のような気がします。ガソリンの高騰もありますが、他の団体と比較するとこの走行距離1キロ60円加算はどのくらいなのでしょうか。

事務局

一番直近の協議会の資料ですと50円とか60円ですね。

田畑委員

だいたいその水準で石狩の平均が設定されているということですね。

申請者（一般社団法人 Weapon(ウェンポン) to(トゥ) live(リブ)）

江別でも1キロ60円で合意をいただいています。

上窪職務代理

田畑委員のご趣旨は、燃料高騰等もありこれで大丈夫なのかとのことだと思いますが、申請団体さんにおかれましてはこちらで、ご無理のない範囲で安全運転に徹していただければと思ひます。

ただいま資料のコピーが済みましたので、改めて不足分の資料を机上に配布させていただきたいと思ひます。

みなさま、追加の資料はお手元にお揃いでしょうか。

ただいまお配りした資料をもって先ほどのご意見はご確認等できますでしょうか。

(委員一同：異議なし)

上窪職務代理

それでは他のご意見について頂戴したいと思ひますがいかがでしょうか。

他に確認等はございますか。

運輸支局 館下運輸企画専門官

こちらからでもよろしいですか？

經亀委員

運輸支局の意見ということで扱っていただくことをご了承いただけるのであれば発言させていただいてもよろしいですか？

上窪職務代理

經亀委員と同じ運輸支局のご発言ということでお認めできればと思うのですが、事務局よろしいですか？

事務局

はい。

運輸支局 館下運輸企画専門官

運輸支局の館下と申します。

今追加でいただいた東さんの資料の中で、Weapon(ウエンボン) to(トゥ) live(リーブ)さんと東さんの運送の契約書ですが、加藤さんの分がいただけていないものですから、改めて加藤さんとWeapon(ウエンボン) to(トゥ) live(リーブ)さんの契約書に関しても必要になってきます。

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンボン) to(トゥ) live(リーブ))

わかりました。

運輸支局 館下運輸企画専門官

車両に関しては1123を使うということでよろしいですか？

申請者(一般社団法人 Weapon(ウエンボン) to(トゥ) live(リーブ))

はい。一台だけなので。

運輸支局 館下運輸企画専門官

この所有者も含めた承諾という形になるのですが、所有者の方は従業員ではないということですか？

申請者（一般社団法人 We a p o n(ウエンポン) t o(トゥ) l i v e(リブ)）
はい、従業員ではないです。

運輸支局 館下運輸企画専門官

東さんが個人で車をお持ちでその車を利用されるということはなかったでしょうか。

申請者（一般社団法人 We a p o n(ウエンポン) t o(トゥ) l i v e(リブ)）
今のところはないです。

上窪職務代理

1123の車両を東さんが使うことに対しての所有者の承諾があるかどうかを資料として添付する必要があるということでしょうか。

運輸支局 館下運輸企画専門官

基本的には親族、というある程度線引きがありますので。

經亀委員

ちょっといいですか。

上窪職務代理

はい、經亀委員どうぞ。

經亀委員

この車両はプライベートで使用するよりも福祉用で使うことの方が多いのでしょうか

申請者（一般社団法人 We a p o n(ウエンポン) t o(トゥ) l i v e(リブ)）

私が使用するときには手動式に改造しているため、一般社団法人で運転手をする際、他の車が使
用できないんですね。そのため、プライベートでも仕事でも使用します。

經亀委員

今の話を統合すると、車の名義を法人さんにすれば全てが収まるんですね。

申請者（一般社団法人 We a p o n(ウエンポン) t o(トゥ) l i v e(リブ)）

所有者からの承諾の署名ですとかをもらった形であれば対応可能ということですか？

經亀委員

名義自体を事業所さんの方に変えて、そうすれば事業所の従業員ということで承諾をすることは可能だと思いますが、この状態だと全く別の親族ではない個人間での承諾は基本的には可としていないです。

使用承諾書で使える範疇を超えているので、そもそも車の所有権限を他にしないと福祉有償運送で東さんと加藤さんの2人が運転者になるというのは難しいです。

上窪職務代理

先ほどの親族という件をもう少しご説明いただいてもいいですか？

運輸支局 館下運輸企画専門官

締結を受ける契約書の様式5という中にもありますが、例えば親子間であったり兄弟間であったり、親族であれば良しということにしています。

実際には所有者の場合、車の本来の名義がついている方には承諾を得てくださいということでこの様式を例として作っています。

申請者（一般社団法人 We a p o n(ウエンポン) t o(トゥ) l i v e(リブ)）

名義を事業所に変えるか、もしくは東の車を使うかですね。東の車を使うとなると、同じように書類、車検証とかを添付して出すということでもいいですか。

運輸支局 館下運輸企画専門官

任意保険の関係と同じく契約書の使用する車についても変わると、申請する台数も変わってくるかなと思います。先ほど住所変更の話をさせていただいたと思いますが、それによっても手続きの方法が変わってくると思います。

申請者（一般社団法人 We a p o n(ウエンポン) t o(トゥ) l i v e(リブ)）

はい。

上窪職務代理

今、運輸支局様のご意見、ご確認等もあったのですが、今回の申請についてはまた運輸支局様と申請団体様で調整いただくということで、適切な申請をお願いしたいと思います。

運輸支局様と申請団体様で申請手続きを進めていただくのですが、We a p o n(ウエンポン) t o(トゥ) l i v e(リブ)さんの申請を当運営協議会として承認をするということによろしいでしょうか。

（委員一同：異議なし）

上窪職務代理

ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

事務局におかれては、本協議会の決定をうけまして申請団体に対して合意文書を交付するとともに、申請団体におかれましては、このうちの申請事務手続きを運輸支局様の調整のもと速やかに行っていただくようお願いをしたいと思います。

4．その他

上窪職務代理

続きまして、会議次第の4.その他につきまして、事務局から何かあればお願いをいたします。

事務局

活発にご議論いただきましてありがとうございました。次回の協議会の開催予定についてご連絡申し上げます。今登録されております、NPO法人ふれあい広場タンポポのはらが令和5年3月31日をもって登録機関が満了となります。

運輸支局への更新手続きを考慮しまして年明けの1月か2月頃に開催を予定しております。

今日時点でも新型コロナウイルスの感染者が増えている状況でございます。状況を考えまして、場合によっては郵送等による書面表決ということも検討させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいいたします。事務局からは以上です。

上窪職務代理

ただいま事務局から次回の開催予定について報告がありました。

コロナウイルスの感染状況を踏まえますと適切な対応が求められると思います。適切な開催を心がけていただくようお願いいたします。

他にご意見等ありますでしょうか。

では、特にないようですので、次回の会議につきましては感染状況を見ながら集合形式か書面形式により実施をしたいと思えます。

他にございませんでしょうか。

5．閉会

上窪職務代理

なければ以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。みなさまご協力、ありがとうございました。